

## 不正行為の防止に係る誓約

当団体は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって、以下の通り誓約します。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 申請内容及び実績報告内容が虚偽でないこと
- (2) 交付金を対象事業以外の用途に使用しないこと
- (3) 本補助金の交付要綱、募集案内等に従うこと
- (4) 本補助金の事務局及び文化庁の委任した者が行う関係書類の提出指導、  
事情聴取等の調査に応じること
- (5) 不正受給が判明した場合には、本補助金の交付要綱、募集案内等に従い  
交付金の返還等を行うこと